

# イギリス独占禁止法制の調和的展開

池島 宏幸

## 目次

- 一 イギリス独占禁止法の歴史的背景と五〇年代から世紀末への展開
- (1) イギリスでの独占禁止法制の開幕は、第二次大戦後
- (2) イギリス経済と独占禁止法制
- (3) 現代イギリスの独占禁止法——公正取引と競争法の体系
- (4) イギリス独占禁止法制のスタート四半世紀
- (5) 一九七三年公正取引法の主要点
- (6) 弊害規制主義と独禁政策・産業政策の調和
- (7) 公共の利益の概念
- (8) 一九八〇年競争法の導入
- 二 カルテル規制
- (1) 制限的取引慣行ないし協定の規制
- (2) カルテル登録制の廃止
- (3) 再販制度

三 市場構造・集中規制——市場支配力規制

- (1) 独占規制
- (2) 価格引下げ命令の事例（ロッシュ・ケース）
- (3) 原価の公開
- (4) 独占企業の監視
- (5) 株式の取得・保有の規制
- (6) 合併規制

四 八〇年代の法の適用・運用——九三年EC市場統合前の状況

- (1) カルテル規制
- (2) 独占調査
- (3) 合併・集中規制
- (4) 「反競争的行為に対する規制」
- (5) 自由業規制の見直し

五 イギリス競争法とEC競争市場

- (1) 反競争的協定の禁止と登録制度の廃止
- (2) 制裁金制度の導入
- (3) 禁止の適用除外

六 九三年EC市場統合との調和を目指す最近の動き

- (1) RTPAに関する政府提案等による法制の動向
  - (2) CA（競争法）および競争政策の施行
- 七 消費者保護の将来——消費者教育の必要

- (1) 消費者保護立法
- (2) 不公正な取引慣行

(3) 消費者の組織

一 イギリス独占禁止法の歴史的背景と五〇年代から世紀末への展開

(1) イギリスでの独占禁止法制の開幕は、第二次大戦後

イギリスでのその開幕は、第二次大戦後である。

独占的営業、排他的取引に対する国家的・法的制限や規制の歴史的背景には、近代的独占とコモン・ローの対決として、一六二四年の独占条例 (Statute of Monopolies 1624)——特許に関する法として現存——にその原点が求められながらも、もともと「契約の自由とその不可侵性」というヒクトリア朝に確立された思想の影響が、アダム・スミスの国富論的思想の普及と相まって、イギリスでは、戦前まで、反独占的な新しい判例の展開や新立法の進展に立ちはだかっていたといわれる。それは、特に一九世紀後半からの同国の資本主義の高度化による「イギリスは、世界の銀行であり、工場であった」という経済的情勢にあったため、独占やカルテル——制限的取引慣行に対しての国家的な立法による介入は、戦後になってからであった。

戦後は、アメリカからの「示唆」(アレン G. C. Allen の比喩) によって、いわゆる反独占立法の開幕となった。まず、一九四八年独占及び制限的慣行 (調査及び規制) 法 (Monopolies and Restrictive Practices (Inquiry and Control) Act 1948)——以下一九四八年法と略記、他の法令も以下同じ)——でいわゆる独占委員会 (MMC——Monopolies and Restrictive Practices Commission) が設置されたのに始まる。

その後、イギリス独自の一連の消費者保護と競争の法 (Consumer Protection and Competition Law) の集約化であった一九七三年公正取引法 (Fair Trading Act 1973—FTA) を生みだし、これによって公正取引庁長官及び公正取引庁 (Director General and the Office of Fair Trading—OFT) が新設され、独占規制が強化された。

さらに、その後一九八〇年競争法 (Competition Act—CA) の体系の導入が、そのエポック・メイキングとなつてゐる (後述)。

## (2) イギリス経済と独占禁止法制

その調和的展開が指向されている。七〇年代のイギリス経済は、インフレ・失業・不況のトリレンマ的危機にあるといわれながら、一転、北海石油による産油国への転換と、旧来からの経済的支配の基盤の余光ないし潜在力もあつて、いわゆるイギリス病の深刻さを装う、反面での利得 (例えば一九七四年一―三同期には、英国石油 (BP) は、オイル・ショック後にありながら、前年同期の実に六倍以上の利益額に達した (日本経済新聞一九七四年 (昭四九)・五・三二) もあつた。

イギリス国民経済に占める企業中、製造会社の上位一〇〇社が、一九〇〇年には、純生産高の一五%、一九五〇年でも二〇%が、一九七〇年には、五〇%になり、一九八〇年には、三分の二を占めている。

このような富と権力が著しく集中する支配的会社に対する公的な規制は、一方で従来の公的所有による国有化と八〇年代から世紀末への「民営化」の導入とともに、なお他方で大きく残る私的な企業をどのように公的に規制されるかは、イギリスの抱える大きな課題とされている。

イギリスの基本的な動向としては、企業の国際競争力の強化の必要性を認識しての、競争政策の強化（各分野の競争は、単に国内的な競争にも増して、国際的な競争で、国内産業を強化して、世界的な独占と競争させる政策をとっている。例えば、造船、コンピュータ、ベアリング）、消費者の利益の保護を重視の方向で、さらに巨大資本のカルテルと化したといわれるEC（ヨーロッパ共同体）の一員としての対応と調和の側面も重大であり、イギリス独占禁止法制は、二一世紀に向けて、公正競争法への側面という多面的かつ流動的に強化展開されている。

とくに八〇年導入の競争法は、あたかも「水山の水面下の部分に当たる同法自体とともに、その今後適用されるべき法的規制と同時に経済的内容は、水面下に隠されている」と評されている。

今後、その全容が浮上して、現代的機能が發揮され、EC法とのハーモナイゼーションに対応して、エボリュション（進化・展開）中にあると言われている。

### (3) 現代イギリスの独占禁止法制——公正取引と競争法の体系

現代イギリスの独占禁止法制——公正取引と競争法の体系は、つぎのような経済と法の体系として、展開している。

七〇年代には、まず①一九七三年公正取引法 (Fair Trading Act——FTA) によって、イギリス型消費者保護のオンブズマンとしての公正取引庁 (OFT) とその長官 (Director General) を新設し、消費者保護のため立法、司法、行政に関する諸権限をもたされている。

さらに②七六年制限的取引慣行法 (Restrictive Trade Practices Act——RTPA) と、そして③再販売価格法 (Resale Prices Act——RPA)。

とともに八〇年代には、④一九八〇年競争法(Competition Act—CA)の体系の成立により、この以上の四つの法律による公正取引と競争法の体制が、具体的に構成されている。

その他、さらに近時の競争政策関連法制の動向は、つぎのようになっている。

(1)一九八八年著作権・商標・特許法は、一九八九年八月一日に施行され、新しいオリジナル・デザインの著作権の保護(一〇年間)、特許庁に対する特許権者を代理する特許代理人の排他的権利の消滅等について規定している。

(2)一九八七年海峽トンネル法では、イギリス・フランス間の海峽トンネルの建設・運営の一定の協調的な取決めについて、競争法の適用を緩和・除外する三つの命令を出している。

(3)一九八八年欺瞞的公告制限の規定によって、その苦情について既存のチャンネルで扱うことができないう場合や緊急の措置が必要な場合で、それが公共の利益となるとき、OFT長官は、広告中止命令を裁判所に求めることになる。

(4)制限的取引慣行規定については、EC法に、より近づかせるために、競争制限的協定の登録制度が廃止され、イギリス的競争制限的協定は、原則的に禁止される。

(5)一九八九年会社法——合併調査手続の改正

①OFT長官に対する合併計画の任意の「事前届出制度」の導入。合併規制では、合併が競争法上の審査対象になるか否かの基準は、イギリス市場での競争に与える影響によって判断されるとされている。競争に影響のない合併については、迅速なクリアランスを実現するための自発的事前通告制度等によって、その計画に問題がなければ、競争担当大臣(貿易産業大臣)がMMCに対し付託をしない決定(合併の認可)を通常四週以内に行

う（一九九〇年四月一日発効）。

②合併案件の調査をMMCに付託する代わりに、合併される事業の一部を分離・分割する内容的法的拘束力をもつ確認書（Undertakings）を、OFT長官および貿易産業大臣が、それぞれ当事者から受領する権限も導入されている（一九八九年十一月一六日発効——合併規制費用の回収のための手数料の導入）。

(6)一九八九年水道供給法

イングランドおよびウェールズの地方自治体の水道局による水道事業の民営化については、公共の水道供給および下水道供給につき民間の指定業者制度とか、監視・水質規制業務実施の国立河川局の設立、規制目的に適合する事業者につき、特別合併規制制度の創設、さらにその運用につき、競争法によるMMCへの付託権限を有する水道局長官の創設を規定している（一九八九年一月二二日発効）。

(7)一九八九年電気事業法

民営化前に、競争の導入によるリストラ（リストラクチャリング——事業の再構築）を推進しようとする電気産業では、発電・電力供給に競争を導入するために、中央電力庁（CEGB）の分割、電力供給会社への免許付与、規制・競争の促進を所掌する電力供給局長官の創設を規定している。

(4) イギリス独占禁止法制のスタート四半世紀

第一段階——一九四八年法制定による独占・カルテルの調査報告の第一期。

第二段階——一九五六年法によるカルテルの弊害規制が行われ、企業の合理化が進み、反面で小企業が排除され、大企業の支配体制が形成されていった（当時は、独占・合併は商務省が独占委員会へ付託、カルテルは登録官が制

限的慣行裁判所へ送付していた。

ついで第三段階には、一九六五年法による独占委員会の独占状態の認定基準として、三分の一（現在は四分の一）の市場占有率（シェア）を明定し、支配的企業、寡占の市場行動の弊害を、公共の利益（public interest）的観点から、是正し、企業分割などを命じうることにしている。

(5) 一九七三年公正取引法の主要点

戦後経済の変動に対応してなされた諸改正の集大成としての一九七三年法は、全二二編一四〇条附則一三の大法典で懸案の次の五つの主要点からなっていた。

① OFT長官及びOFT（スタッフ約一五〇人で発足）の設置。

② 消費者保護諮問委員会（CPAC——Consumer Protection Advisory Committee——メンバー約一五名）の設置。

③ 独占・合併委員会（MMC——Monopolies and Mergers Commission, 従来の独占委員会を解消）へ付託する基準を、従来の三分の一から四分の一に引下げるなど、市場支配力の規制。

④ 限的取引慣行の規制について、限的慣行裁判所（Restrictive Practices Court）などに対して消費者保護の権限（排除命令等）の拡充。

⑤ ピラミッド型販売方法、いわゆるねずみ講方式ないしマルチ商法方式の販売方法の規制などで発足した。

(6) 弊害規制主義と独禁政策・産業政策の調和

このような特徴をその出発としたイギリス法制は、そのような一連の複数の法令から成っていて、「公共の利益」

(後述)に反する①独占、②制限的取引協定および③合併などを禁止するという弊害規制主義の立場をとってきた。そして、独占政策と産業政策との調和のためか、独占禁止法の番人である施行機関は、組織上は、独立しておらず、MMCだけが、独立した建前をとっていたが、しかし、このMMCも、他の機関の付託がないと行動を起こすことができない。

また、OFT長官は、主務大臣(保守党政権下では旧取引・消費者問題大臣↓貿易産業大臣、旧労働党政権下では物価・消費者保護大臣)によって任命・監督され、五年の任期をもち、再任も妨げられない。ために永続的で長期的な独占政策を進められるとされる。

このような施行機関は、独立規制機関性をもたず、主務大臣および議会のコントロール(議会制民主主義)の強い点に特色があるといわれる。

九〇年代には、イギリス下院・貿易産業委員会(TIC)による単一独占禁止法官庁新設等(OFTの権限をMMCに移管して競争・合併庁——Competition and Mergers Authority)設置要請を、政府は拒否した。その理由として、OFTとMMCが独立した調査を行う現行の二重構造体制(各機関が新しい目での審査を配慮した長所)は、そのまま維持された(Antitrust & Trade Regulation Report—ATTR, Apr. 9, 1992——国際商事法務二〇巻六号(一九九二)七四八頁)。

#### (7) 公共の利益の概念

イギリス独占法の規制において、独占・合併、カルテルなどのすべてに、基本的に共通の規制概念(判断の諸基準)としての「公共の利益」(例えば、The Public Interest Criteria—D. M. Raybould and Alison Firth, Law

*of Monopolies-Competition Law and Practice in the USA, EEC, Germany and the UK, 1991, Graham & Trotman, p. 448* は、非常に広い弾力的な概念である。法律上（一九七三年法八四条）は、それを決定する際の若干の一般的要件が規定されているだけなので、これに違反するかどうかの判断は、ケース・バイ・ケースになされ、いわゆるガイド・ライン方式が用いられることもある（例えば「八つの公益推定要件」8 Gateways——一九五六年法二二条↓七六年法一〇条、一九九条など）。

(8) 一九八〇年競争法の導入

イギリス独自の戦後四半世紀に対応・対処立法の廃止（一九七三年公正取引法新設による一段階をさらに、いわゆる「民営化」を目指しての七三年反インフレ法、七四年物価法、七七年物価委員会法等の廃止（物価委員会の廃止による商務省と読み変え等）し、商品の供給と取得およびサービスの提供と確保における、反競争的行為の規制を規定し、一定の公企業および他の事業のMMCへの付託を規定し、OFT長官による物価と料金の調査を規定し、一定の団体に対する補助金の供与を規定し、一九七三年公正取引法とともに、七六年RTPAを強化改正したもので、イギリス独禁法制の第四段階の新体制へと脱皮・展開している。

二一 カルテル規制

(1) 制限的取引慣行ないし協定の規制

商品の生産、製造および供給に影響を与える制限的取引協定についての従来の規制を強化するとともに、商業上

のサービスの提供に影響を与える協定の規制の拡大にも及んで規定されている（さらに、一九七三年法によって、労働についての協定もまた規制対象となった）。

一九五六年 R T P A（改正七六年、七七年、八〇年）では、広く定めて、協定（agreement）には、契約だけでなく、取決め（arrangement）は、もちろん、意図や同意、さらに相槌（あいづち）やウインクも、新規参入しないとか、値上げしない旨の了解ならば、後述のカルテルの登録を必要とした（法律上の手続によって強制できないような紳士協定も含む）。

## (2) カルテル登録制の廃止

このいわゆるカルテルの規制では、一般的に、価格カルテルは違法である。もつとも、従来は、法律上は、カルテルを当然違法とされず、これを登録制としていたが、カルテル——制限的取引慣行規定については、E C 法により近づかせるために、競争制限的協定の登録制度が廃止され、イギリス的競争制限的協定は、原則的に禁止されることになった。

カルテルは、公共の利益に反する場合には、違法とされる。一般的には、カルテルは、競争を制限するから、公共の利益に反するとされながら、しかし、安全性確保のためのカルテル、輸出カルテル、対抗力をつけるためのカルテルなどは、公共の利益に反しないとされてきた。

重要な特徴点としては、イギリス法的手続の側面であって、旧登録制度の下では、政府の審査を受けない限り、いかなるカルテルも認められなかったことであった（なお、若干のサービス業、例えば自由職業、医者、公認会計士などが、カルテル規制の適用除外となっていたにすぎない。これらの協定は、登録の必要がなく、場合により、

OFT長官の判断によって、MMCなど必要な機関の審査に付託されていた。

### (3) 再販制度

再販売価格維持 (resale price maintenance) の規制は、一九五六年法 (Restrictive Trade Practices Act 1956) — RTPA — 改正七六年) によって、再販の集団的な強制 (collective enforcement) — 例えば、同業組合のブック・リストによるポイコット) が禁止された (同二四条↓七六年法一条↓四条、二五条) が、個別的な営業の再販 (individual resale price maintenance) は、当初むしろ競争を促進するとして、法的な手続での強制が可能だった (同二五条↓七六年法二六条)。しかし、これも競争を阻害し公共の利益に反するとして、一九六四年再販売価格法 (Resale Prices Act 1964) — RPA — 改正七六年) によって、当時のインフレ対策ともあいまって、再販を原則的に禁止した。適用除外は、厳格なので、実際には、書籍と薬品 (専売医薬品も含む) にだけしか認められない。

しかし、再販価格として、奨励ないし推奨価格を表示する制度が出現したので、一九七三年公正取引法 (FTA) は、再販奨励・推奨価格協定を、一九五六年 (改正七六年) 法による登録の対象として、制限的慣行裁判所 (Restrictive Practices Court) への送付事項とした (一九七三年FTA九五条、一九七六年法六条一項、同七条一項)。

## 三 市場構造・集中規制 — 市場支配力規制

### 1) 独占規制

独占は、主務大臣またはOFT長官が、MMCに、独占状態Ⅱ四分の一以上のシェアの基準（一九七三年法六条（八条））によって、事件の調査付託を行う。MMCが、ある独占企業を公益に反すると判断した場合は、大臣に報告し、大臣は命令によって、独占企業に対して、議会の同意をえて（したがって、議会は、廃案決議によって、大臣の命令を破棄することができ、また受命者の独占企業は、裁判所に提訴できる）、価格規制（例えば価格引下げ、一九七三年法付則八第一部一〇項）、企業分割（同付則第二部一四項）などを命じ（従来の実例では、企業分割が行われたことはなく、価格引下げ命令が出ている）、独占企業の公共の利益に反する弊害を排除する（同五六条）。

独占の違法性を推定する法律上の規定はない。合併規制（後述）についても、同様である。また適用除外もないので、どのような独占も、その規制対象となり、公的独占は、大臣のみが調査し、私的独占は、OFT長官も調査する。

つまり、独占の状態での企業分割と価格引下げ命令との二つの方法のいずれかを選択して、もし企業分割が非常に困難で、不合理な結果となるときには（ビール産業では、MMCが企業分割が唯一の効果的な救済措置か否かを審査し、現存企業の分割が非常に困難で、分割された事業部門や施設の売却の可能性などから、分割案はとられない）、独占的支配力の濫用を規制するため、独占企業の価格の監視を継続する体制がとられる（監視が行われた例として、洗剤、朝食産業、自動車のクラッチ、フェリー・ボートの船賃、カラー・フィルムなど）。

## (2) 価格引下げ命令の事例（ロッシユ・ケース）

シェア九九％ロッシユ・プロダクツ社（スイス多国籍企業の子会社）の事件では、MMCの勧告によって、取引・消費者問題大臣（当時の）が、議会の同意をえて、精神安定剤（リブリウムとバリウム）の一九七〇年の販売価格

のそれぞれ四〇%と二五%の価格引下げ命令を、一九七三年四月(保守党政権下)、発した(超過利潤三七五万ポンドを国に払戻す法廷外合意で七五年十一月決着)。

価格水準については、MMCは、価格が相当に高いときは、右のようにずばり価格引下げの勧告をするか、あるいは適正価格ほどのくらいであるべきかの見解表明をするかの、いずれかをする(公正価格の決定には、原価を算定し、イギリス蚕業の平均利潤率と当該企業の利潤率を比較し、その製品のリスクの大小なども参考にし、諸要因の総合的算定による)。

### (3) 原価の公開

真実の原価やR&D(研究・開発)のコストの分析・算定は、非常に技術的な問題なので、原価に関する情報・資料の収集には、MMCは、強制力を行使できる(二年の禁固刑、四〇〇ポンド——約二五万円の罰金付の提出命令、一九七三年法四六条など)。

### (4) 独占企業の監視

投下資本に対する公正な利益率の算定には、MMCは、経済学者・会計学者の分析を基礎に、被審人企業の原価と他の企業の原価の比較を行う。確定した基準はなく、通常は、産業の平均原価と収益率を参考にする。例えば、イギリスの産業全般の平均利潤率は、一二%から一五%だが、朝食産業のケロック社の利潤率が二八%であったとき、この利潤率は、過大ではないが、監視が必要であるとされ、家庭用洗剤(ユニレバー社とP&G社——両社シェア約九〇%)の場合には、収益率が七〇%にもなっていて、これは過大とされ、二〇%の価格引下げの勧告(一九六六年)が出された。

このように、市場成果基準によって、市場支配力の弊害規制を行っている。

(5) 株式の取得・保有の規制

もしシェアが四分の一以上の独占企業が、支配を目的に株式取得 (acquisition) を行えば、MMCの審査対象となり、それによる支配力の拡大を否定される（一九七三年法附則八第一部一二項、もつともコートウルズ社事件ではMMCの勧告は拒否された）。

(6) 合併規制

合併によってシェアが四分の一または買収される企業の資産額が五〇〇万ポンド（約二五億円）を超えるときは、その合併は、合併前でも合併後でも規制の対象にされる（一九七三年法六四条一項二項）。合併については、OFT長官には、MMCへの付託権限は与えられていないので、大臣にアドバイスするに止まり、主務大臣にのみ、MMCへの付託権限がある（従来、合併が問題になった分野は、セメント、マグネット、ボイラーなど。なお一九七三年法は、新聞社の買収が特に危険であることを認めて、新聞社の合併とを区別して規定している）。合併規制は、イギリスでは、比較的新しい制度であるといわれる。

四 八〇年代の法の適用・運用——九三年EC市場統合前の状況

(1) カルテル規制

イギリスは、弊害規制主義の立場から、カルテル——競争制限的な協定は、一九七六年制限的取引慣行法 (RT

P A) により、

①登録制となっていた。一九八八年に新規登録されたカルテルは、商品関連のカルテル五一二件（一九八九年五二〇件）、サービス関連のカルテル四六一件（同年四七八件）で、同年末の累計は、商品カルテルでは、五、三九四件（一九五六年以降同年五、九一四件）、サービス・カルテルが、二、一三二件（サービス関連の規制が開始された一九七七年以降同年二、七一〇件）となっていた。

②「暗黙の協定」について、OFTは、一九八八年には、登録すべき協定が登録されてないとして、詳細な情報を求めたケース九七件に、その情報を求める通知を出している。セメント、板ガラス、熱絶縁体およびコンクリート補強棒に関する協定等いくつかの重要なものが公開され、一九八九年には、バス事業、ビール産業、不動産業等の関連協定について、三二件の通知が出された。

③一九八八年には、制限的取引慣行裁判所 (Restrictive Trade Practices Court—RTPC) は、OFTに付託された七件の協定（ポリエステル樹脂製造業一件、不動産業二件、セメント業一件、フェリー運航業一件、沖合運航業一件および鉄鋼業一件の合計七件）について、「公共の利益に反する」との判断を下した。

## (2) 独占調査

①OFT長官は、一九八八年に、独占合併委員会 (MMC) に対して、「独占状態」(事業者で二五%以上のシェア等の条件を満たす市場) の四件（建設技師、整骨療法家、開業医、ガソリン）について、一九八九年に、ロンドン大展示ホール電気契約、映画広告サービス、英仏海峡フェリー、ポスターボード供給の四件に、調査を行うよう付託した。

② MMC は、一九八八年に、登山家等の専門雑誌（ホルメス・マクドローガル社の雑誌掲載の価格入り広告が「反競争的」であるとする OFT 長官の調査結果を支持）、害虫駆除業（レントキル・グループの市場独占による操作された差別価格が公共の利益に反する）、ガス供給業（プリティッシュ・ユ・ガスの顧客に差別待遇する価格方針は公共の利益に反する）とされ、一九八九年の、MMC の報告書によれば、あへん加工物（マクファーレン・スミス社は支配的地位にある市場で高価格の押しつけ）、ビール（特定会社のビールのみを販売する酒店制度）、義足（インターメッド社の独占）、自由業（開業医、土木コンサルタント、整骨医）の団体による広告規制は、公共の利益に反するとされ、クレジット・カード会社の規約・慣行の一部が、公共の利益に反するとされ、英仏海峡フェリーは、P & O とシーリンクの二社による共同運行計画は、公共の利益に反するとされた。

### (3) 合併・集中規制

① OFT は、一九八七年に三二二件、一九八八年には、三〇六件、（一九八九年には、四二七件、一九九〇年には、三九六件）の合併申請を受理・審査している。

一九八八年の業種別では、二六業種中八業種が前年より合併申請件数が増加し、流通業（三三件）、機械工業（三一件）、その他の事業サービス（二八件）、製紙・印刷・出版業（二三件）、石炭・石油・天然ガス業（二〇件）および電気工業（二〇件）の六業種で過半数を占めている。

業態別では、水平的合併——五八%、垂直的合併——一%、混合合併——四一%となっている。

一九八九年に、四二七件中、助言の行われた二八一件の業種別内訳は、「その他事業サービス」三三件、「機械工学」二七件、「食料・飲料・タバコ」二〇件等が上位を占め、合併業態別では、水平的合併——六〇%、垂直的

合併——二%、混合合併——三七%。

② OFT長官は、一九八八年には三〇六件の合併（一九八九年二八一件）で、競争政策担当大臣に対して、その審査と報告を求めて、MMCに付託すべきか否かについての助言をおこなっている。一九八九年四二七件中残りの一四六件は、計画放棄か、調査不必要と判断された。

競争政策担当大臣は、一九八八年助言により、合併（ハンソン社によるジョージ・アーミテージ・アンド・ソングズの合併）株式保有（クウェート政府によるブリティッシュ石油会社による株式保有）等の一一件の事案を、MMCに付託している（一九八九年一四件、一九九〇年は三五件）。

一九八八年に、MMCから公表された審査結果報告書によれば、「公共の利益に反するもの」との判断（クウェート政府によるブリティッシュ石油会社による株式保有等三件）、「反しない」（チャペル社によるワーナー・コミュニケーションズ社の合併）と判断されている。

一九八九年MMCの審査報告書では、「バジャーライン社とミッドランド・レッド・ウェスト社」、「エルグー社とスコティッシュ・アンド・ニューカッスル社」の合併および「グランド・メトロポリタン社」、「コーツ・ヴィエラ社」による買収は、公共の利益に反する、また「GECシーメンス社とプレッシャー社」の合併計画は、「防衛電子産業における競争を阻害し、国家安全保障という公共の利益に反するが、この点の改善が図られれば、合併の進展は許容される」とされた。

(4) 「反競争的行為に対する規制」

一九八〇年競争法により、OFT長官は、反競争的行為を調査し、一九八八年に、反競争的であったこと（サザ

ン・ベクナム・オムニバス社によるバス停留所からの他の会社の排除)、反競争的でなかったこと(ベクトン・ディクソン・ユー・ケー社による注射器の価格設定等四件)の調査報告書を公表し、バス会社による略奪的行為等三件の調査を開始している。

一九八九年には、ブラック・アンド・テッカー社による一定価格以下で製品(電動工具)の販売小売業者への供給拒否、三バス会社(ウエスト・ヨークシャー・ロード・カー社、ハイランド・スコティッシュ・オムニバス社)の略奪的行為が、反競争的とされた。

一九九〇年には、反競争的行為につき一五一四件とOFT受理件数は増加している。一九九二年一月貿易産業大臣は、市場力の濫用の取締強化(とくに略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止強化)を狙う法改正の方向を示唆している。

(5) 自由業規制の見直し

OFTは、一九八六年公表の広告規制等の勧告のフォローアップを続行し、一九八八年関係諸団体と協議を行い、歯科医師会等三団体は広告規制の緩和に同意したが、建設技師会等三団体は、緩和を拒絶したため、OFT長官は、これら三件を、MMCに付託している。さらにOFTは、法曹界団体および特許弁理士団体とも協議している。

五 イギリス競争法とEC競争市場

九〇年代には、九三年一月一日EC市場統合で、イギリス競争法の法規制内容を、EC競争法の規制内容に合わ

せようとする動きとなって、世紀末のイギリス新競争法としては、EC競争法に沿ったカルテル規制を導入しようとしている。

一九八九年七月には、「市場解放——制限的取引慣行の新政策」報告書が議会に提出され、イギリス法がEC法に沿う方向に向かっている。

### (1) 反競争的協定の禁止と登録制度の廃止

一九七六年制限的取引慣行法の下では、「反競争的協定はOFTへ登録することとされていたが、「競争を妨げ、制限する目的や効果を有する協定・協調的行為は、原則禁止」とされて、従来の登録制（制限協定の登録義務）が廃止され、イギリスとその一部で競争を妨げ、制限し、ゆがめる目的や効果をもつ協定や協調的行為が禁止されることとなった。

### (2) 制裁金制度の導入

競争法に違反するカルテルに対しては、OFTが、新装・設置される「制限的取引慣行裁判所 (Restrictive Practices Court——Tribunal)」に提訴して、同裁判所は、違反行為者に対して、イギリスでの総売上高の一〇%又は二五万ポンドのいずれか高い額までの民事罰 (civil penalties) を科することができる (当事者の合算した売上高が五〇〇万ポンドに満たない協定については制裁金は免除)。

### (3) 禁止の適用除外

禁止事項に該当する協定であっても、①競争に対する損害をはるかに上回る (補って余りある) 経済的、技術的  
な利益をもたらす場合には、**適用除外とされ、②さらに、一定の条件に合致するタイプの協定は、「一括適用除外」**

とされる。例えば、特定の条約、法律等に基づいて担当大臣により認可された協定等である。

適用除外となるかどうかの審査は、ローマ条約八五条三項の適用除外基準による。EC競争法の下で、適用除外となる協定は、イギリスにおいても適用除外となる。

## 六 九三年EC市場統合との調和を目指す最近の動き

### (1) RTPAに関する政府提案等による法制の動向

RTPA (制限的取引慣行法) につき、制限的協定の原則禁止規制の導入と、登録制の廃止、制裁金制度の創設等を含む政府提案の法令は、一九八九年七月以来のものであったし、九三年一月一日を目指して、九二年一月三〇日に、貿易産業大臣は、競争法改正案を公表している (フィナンシャル・タイムズ二・一、公正取引五〇七号七三頁)。

それによると、EC競争法との調整のための提言として、「反競争的行為 (anti-competitive behaviour)」、「市場力の濫用」(公共の利益に反するとする)の取締強化のための、広汎な是正措置が規定されている。イギリス競争法の下、①当事者が反競争的行為の中止、②価格抑制・企業分割につき任意の約束 (undertaking) を行うこと等、売上高の最高一〇%までの制裁金 (fine) を科される。例えば、コスト割れ販売、供給拒絶等が含まれ、価格操作、市場分割、その他のカルテル行為につき法改正を求め、二五%以上のシェアを有する複数の企業が反競争的な行為を行う「複合独占」に対して「措置」を講じることができる。イギリス式の複合独占の調査権限とローマ条約との混合的アプローチといわれる。

三つのオプションは、①OFTの審査権限の改善及び同長官による現行のケース・バイ・ケースによる当事者の約束の受容権限の拡大への方策強化、②一般的な市場力の濫用行為の禁止条項の定立へ（七三年公正取引法——FTAと八〇年競争法——CAとの整合性のため）、③CA「反競争的行為の条項」を削除し、新たに「一般的禁止条項（制限的取引慣行の禁止とともに、市場力の濫用——とくに略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止強化）」を導入、FTAの関係条文のみ残す。

FTA関連付随的法令—クレジットカード・サービスの二つの命令（買収、価格差別）、RTPA関連同——電気事業で一定の協定（三つの命令—適用除外）、公共事業（ガス及び水道供給）競争法案の公表。

CA関係——命令、政策、ガイドラインの改正。①一九八九年電気事業法施行で、OFT長官は電気供給庁長官と、電力分野の競争政策で、機能分担の合意。②OFTは、地方公共団体等の調達担当官用に未登録カルテル対策ガイドの作成・配布。③OFTは、運輸業の規制緩和で、とくにバス旅客運輸業の対象に、一九七六年RTPAの施行の指針の作成・配布。

(2) CA（競争法）および競争政策の施行

① カルテル規制

一九七六年RTPAにより登録された競争制限的協定は、一九九一年——六一九件、その総数は、約一万件となつた。

登録すべき協定が未登録と認められるときに、OFT長官が発した関係者に対する「詳細な情報を求める通知」

（一九九一年——七十七件）。

未登録協定が価格協定、市場分割協定など反競争的であるときは、OFT長官は、これを制限的慣行裁判所に提訴する（一九九一年——バス旅客運輸事業者、石油燃料供給業者、鉄製屋根葺き業者等による——市場分割協定、価格協定等——提訴、その協定の廃止等の合意）。

協定未登録に対する罰金の規定はないが、裁判所の命令の違反には、法廷侮辱罪の刑が科される（一九九〇年九月——生コン会社四社は法廷侮辱罪——制限的慣行裁判所差止め命令違反で有罪八万三千ポンドの罰金、一九九一年七月控訴裁判所は、差止め命令違反被疑行為を無罪、これに伴い法廷侮辱罪も破棄され、OFTは、これを不服と、上院（貴族院——イギリスの最高裁）に上告、同院同一一月これを却下）。

#### ② 再販規制

一九七六年RTPAによって、違反容疑——三四件申告（一九九〇年——三九件実績）がなされ、そのうち四件（履物、バター・ジャム、衣類およびペット動物用品）、違法かつ無効と認定されている。

#### ③ 反競争的行為規制

一九八〇年CAにより、OFT長官による反競争的行為の「調査」、「その結果の公表」（一九九一年——観光局の制限的取引による販売促進方針、および石炭公社が石炭業者にする輸入抑制の割引きについての報告書の公表——いずれも反競争的でないとした）。

#### ④ 独占状態の調査

一九七三年FTAにより、OFT長官は、独占状態（一社でイギリス市場の二五%以上のシェアのとき等）の認められるとき、MMCの調査に付託できる。一九九一年三件付託（フェリー輸送サービス、マッチ・使い捨てライ

ターの供給、テレビ局の番組宣伝——番組ガイド発刊等）。

復占（二社独占）調査を、OFTがMMCへの付託を見送ったケースでは、国内市場を二分してプロクター&ギャンブル（P&G社——アメリカ）とリーバブラザース社（イギリス）とが、反競争的行為の証拠を見出しえなかつたとして、見送った。しかし、OFT長官は、今後二社の市場力の濫用行為の監視を強調している（二社の年間売上高八〇〇万ポンド超、シェア約九〇%——フィナンシャルタイムズ一九九二・二〇・二二——国際商事法務二〇巻一一号一四三八頁）。

・独占調査

OFTがMMCに香水商品市場の独占調査（①小売販路での自社製品の販売の不正基準で、安売り店への供給拒否、②全国的新聞・雑誌が割引販売広告掲載の拒否）のケース。

所有の六七〇店舗中、一五店舗で最高三〇%の割引価格の香水を販売している化粧品チェーン Superdrug（S）の申立て（ジバンシイ、イブサンローラン等の大手香水メーカーの定める小売店舗基準——特設売り場設置、販売要員の育成等の投資——）を行い、Sとの直接取引を拒否され、グレーマーケットから高い値段で仕入れざるをえなかつた）で、OFTは、EC委員会が香水販売の制限をEC競争法の適用除外とするため、約一年間慎重に検討、適用除外にならない供給制限もありうると、本件の制限は、公共の利益に反し、また間接的に再販を維持するもので、EC委員会の適用除外制の運用の適正化を図るべしと、MMCに審査を要請（一九九二年一月一九日付託決定——一一・二〇、フィナンシャルタイムズ、国際商事法務二〇巻一二号（一九九二）一五七六頁）。

・競争上の弊害

ビール会社のジョイント・ベンチャー設立を条件付きで認可。

イギリス五大ビールメーカー中の Allied-Lyons 社 (A) と テンマークのビールメーカー Carlsberg 社 (C) によるビール製造ジョイント・ベンチャー (Carlsberg-Tetley) 設立で、MMC は、競争上の弊害 (ラガービール分野——シェア二一%、三社集中度六七%見込み) があるが、条件付きで認める報告書を貿易産業大臣に提出、OFT 長官も支持 (七・二九、一〇・二、フィナンシャルタイムズ、国際商事法務二〇巻一〇号 (一九九二))。

・競争強化

競争強化、価格引き下げ、消費者の選択余地拡大を必要とする命令の事例。

ビール供給命令を、MMC は、一九八九年大手ビールメーカーの最高二万軒の PAP の売却等を提言、業界の猛反発で政府はこれを修正縮小した命令を発出 (期限九二年一月一日まで)。

その結果イギリス最大ビールメーカー Bass 社、二、七四〇軒売却、所有 PAP 数約四、五〇〇軒となった。国内ビールメーカー所有 PAP 数、全国数の約三一、五% (一九八六年の約四三%)、OFT は年次報告で状況分析 (独占のモニタリング等) による成り行きを監視中 (二一・一九、ATTRR、国際商事法務二〇巻二二号 (一九九二) 一五七六頁)。

・競争上の弊害のおそれの事例

OFT 長官は、「チャンネル 3」のテレビ番組放映契約には競争上の弊害のおそれありと判断して、つぎの修正の決定をした。

- ① 独立系番組制作業者は、自由にネットワーク・センターとの直接契約を締結できる。
- ② 排他的国内放映権の期間は五年を超えないが、交渉で二年延長できる (九二・二二・一〇、ATTRR、国際商事法務二

・MMCは、一九九一年には、つぎの五件の調査報告書を公表した。

①——新築住宅の品質保証——イギリス住宅建築協会による住宅品質保証の認定サービス（シェア九〇％超）が、公共の利益に反し、是正必要の報告があり、貿易産業大臣は、関係者との協議と、講じるべき処置を検討中。

②——インスタントコーヒーの販売——ネッスル社（シェア約五〇％超）は、正当な競争の結果で、現状は公共の利益に反しないと報告。

③——剃刀及び剃刀刃業界の合併——資産買収（スウェーデン・マッチ・ABによるストーラ・コッパーパーバーグスラッグズAB（ウイルキンソン・ソードを含む）は、買収側——世界最大手ジレット・グループの財政支援に依存し、国内競争業者の競争力を弱めるおそれなどは、公共の利益に反するとし、資産分割等の条件付き助言で、検討中。

④——炭酸飲料水の供給——コカ・コーラ等の市場独占等を認定、公益に反する報告、貿易産業大臣は、関係者と協議開始。約二年後、九三年六月二日ソフトドリンク産業の「競争の確認書」の提出に同意。コカ・コーラ・シユエップ・ペバレッジCCSB社、コカ・コーラ・ボトラーズ社、プリトビツク社の三社で、五五億ポンドのイギリス炭酸飲料市場の半分以上を占める。イギリスの二〇％のシェアのビール会社（ホス社、ホワイトブレッド社、アリッドライオンズ社の三社が所有するプリトビツク社）は、すでにMMCの勧告を実施（国際商事法務二二巻七号九〇八頁）。

⑤——複写機サービス供給での抱き合わせ販売（トナーとコピー用紙）——ランク・ゼロックスの単一独占等を

認定、一定の制限的取引慣行の存在は認定され、公共の利益に反していないが、一九七六年報告による措置（トナ  
ー販売と複写機サービス提供との切離しのランク・ゼロックス側の確約）は、解除の旨報告、後者の措置は一二月  
中に実施。

⑤ 合併規制

OFTは、一九九一年に二八五件の合併を審査した。うち一八三件を、OFT長官は、調査のためMMCに付託  
すべきか、貿易産業大臣に助言した。

この一八三件は、一九八六年以降、減少傾向、総資産額——八七〇億ポンド、化学・合成繊維——一八件、食料・  
飲料・たばこ——一五件、流通——一八件、銀行・金融——二件、その他ビジネス・サービス——二二件の五分  
野で、四一%の減少。水平合併は、前年の七五%から八七%へと増加。

貿易産業大臣が、一九九一年にMMCに対して七件を、すべてOFT長官の助言によって付託した。

・MMCは、一九九一年に一三件の合併等の報告書を公表し、内七件を公共の利益に反するとした。

（例えば、

① バルヒ社によるAKZO社の取得——MMCは、有機肥料と石油ガス用掘削泥水の市場の競争が、実質的  
に減殺されるので、不許可とした。貿易産業大臣はこれを受入れ、OFT長官に、関係者からこの合併をしない  
確約をうるよう要請。

② ケミラOY社によるインペリアル・ケミカル・インダストリーズ（ICI）社の取得——窒素肥料分野で  
の合併両社のシェアが、市場全体の三分の二となるため、MMCは、市場競争が実質的に減殺されると、貿易産

業大臣は、OFT長官に対し、関係者からこの合併をしない確約をうるよう要請。

・合併阻止の事例

一九九二年九月一日、MMCは、Bond Helicopters社(BH)によるBritish International Helicopter社(BIH)の取得を、公共の利益に反するとの決定により、ヘリコプター会社の合併を阻止した。北海の石油・ガス会社にヘリ・サービスの三社中の二社で(シェアBH二九%、BIH二〇%)、サービス価格が上昇すると判断(九・一七、ATR R、国際商事法務二〇巻二〇号(一九九二)二三三頁)。

・最近のその他の事例では、

OFT長官は、あらゆる可能な業界を対象としてMMCに調査の委託を行っている。

例えば、

①新聞情報等の検索サービス業界中、フィナンシャル・タイムズ(FT)社グループのFTプロフィール(FT profile)を対象とした調査を委託。OFTとしては、市場シェアがFTAという独占状態に充分該当するとする(九三・四・一五、ATR R)。

②アイスクリーム業界、不動産評価サービス市場、レコード音楽産業について反競争的状況等の調査を付託(九三・五・二〇、ATR R)。

なお、民間調査組織も業界の売り込みキャンペーンに調査・監視の目を光らせていることは、注目される。

例えば、販売促進キャンペーンとしての航空券景品キャンペーンを行った家庭電気製品メーカーのフーバー(Hoover)社の同社製「100ギランド」でアメリカなどとの往復航空券二枚を無料サービスというキャンペーン

に、三ヶ月経つても、貰えないとか、フライト利用期間等、苦情が数多く寄せられ、同社も、その過ちを認めた。宣伝広告基準審査機構 (Advertising Standards Authority — ASA — 民間組織) の調査活動が目された (九三・四・一、FT)。

## 七 消費者保護の将来 — 消費者教育の必要

### (1) 消費者保護立法

物品・サービスに関する不当表示や不公正な慣行の規制とともに、刑事法的な規制や消費者信用の規制にまで、広汎に及んでいる。

### (2) 不公正な取引慣行

OFT長官は、ある取引慣行が、①物品・サービスの性質、品質、分量に消費者を誤認または混乱させ、②消費者の権利・義務で誤解させ、③消費者に不当な圧力をもたらし、もしくは、その恐れがあると判断した場合は、消費者保護諮問委員会に付託し、公表され、必要あれば、その慣行の禁止または規制する命令を勧告する提案をすることができ、国務大臣は、例えば取引慣行を禁止したり、免責約款を禁止またはその修正を要求する命令を発することができる。この命令には国会の同意が必要である。

前述以外の代表的な一般的消費者の保護立法としては、

①一九六一年及び一九七一年消費者保護法、一九六八年及び一九七二年取引表示法、一九六四年割賦販売法、

一九七一年非注文物品・サービス法、一九七二年刑事裁判法、

② 一九八三年商品売買法、一九五五年食品・薬品法、一九六一年家庭安全法、一九六三年度量衡法、一九七〇年及び一九七二年食品表示規則、一九七三年商品供給（黙示約款）法、一九七七年不正契約条項法、

③ 一九七四年消費者信用法（割賦販売、貸付取引の総合立法）、

④ 一九六九年雇用者責任法、一九七四年工場等健康安全法などによる消費者・労働者被害の基本的な救済のほかに、

⑤ 一九七九年商品売買法、一九八二年商品サービス供給法等々、特別立法が最近おびただしく出ている。

イギリスでの商品の安全性——商品添付の情報・警告（使用方法・警告の内容）について、医薬品業界の資格審査、商品内容、特定団体・ユーザーへの情報提供——公開が厳格であり、一九八八年「健康への悪影響ある場合の管理に関する規則」は、雇用者へのリスク・アセスメントを義務づけた。安全の情報には、その法形式は、一九九一年三月に採択されたEC指令による（危険物のラベリングの規則——McKenna Law Letter 1991 Winter——国際商事法務二〇巻三号（一九九二）三四七頁）。

なお、戦直後後成立した一九五〇年商店法（イングリランドとウェールズ対象——スコットランドは対象外——違反一、〇〇〇ポンドまでの罰金）による日曜日開店営業の禁止・規制がEC法との整合性で問題とされている（ローマ条約三〇条の禁止等——前掲同誌）。

### (3) 消費者の組織

この半世紀間に、イギリスの消費者も組織化が進み、最近では、約六〇万人余の購読者を持つ雑誌「ホイッチ

(Which?) を発行する消費者協会 (Consumers' Association) のほかに、約二万余の会員を有する消費者グループが、全国に八〇以上もあり、また教育相談センター (Advisory Centre of Education) の雑誌「ホーヤ (Where?)」は、学校、大学、地方自治体・団体などで教育方法の独自の情報や論評をのせている。

イギリス独占禁止法制の進展には、種々の立法が、常に消費者教育が併存しており、過去の伝統的な価値が、現行法体系を、二〇世紀の比較的人口の多い島国の産業社会の新しいニーズに、徐々に多様な形で順応させ、さらに九〇年代 E C 法との調和 (ハーモナイゼーション) に苦慮しているのが現状といえるのであろう (『特集・消費者被害の根絶を求めて——消費者問題の現状とその構造的な問題——』座談会 (池島・司会) イギリスでの状況の一部が示されている。他参照——法と民主主義二七七号一九九三年 (平五))。

#### 参考文献

- 経済法学会編・独占禁止法講座Ⅰ (総論) 商事法務研究会 一九七四年  
 ホーリー・ダイヤモンド・消費者保護——イギリス法の歩み (新井池上訳) 中央大学出版社 一九七五年  
 小原善雄「イギリスにおける競争政策の最近の動向」公正取引二七三号  
 松下満雄「イギリスにおける独占禁止政策と独禁法の運用」法律時報四六卷一一号  
 独占禁止法質疑応答集 平成三年版 別冊商事法務二二七号「イギリスの競争政策の動向」一九九一年  
 独占禁止法質疑応答集 平成五年版 別冊商事法務一四七号「E C における競争政策の最近の動向」一九九三年  
 公取委年次報告 (独禁白書) 平成四年 (一九九二) 版附属資料「海外競争政策の動きイギリス」

「主な基本的英文文献」としては、

J. P. Cunningham, *The Fair Trading Act 1973, Consumer Protection and Competition Law*, Sweet & Maxwell, 1974, Supplement, 1978.

V. Korah, *Competition Law of Britain and the Common Market*, Elek, 1975.

M. Giordan, *The Consumer Jungle*, Fontana / Collins, 1974.

J. P. Cunningham and J. Timmon, *The Competition Act 1980*, Sweet and Maxwell, 1980.

R. Whish, *Competition Law*, 2nd ed., Butterworths, 1989.

E. Susan Singleton, *Introduction to Competition Law*, Piman, 1992.

D. M. Raybould and Alison Firth, *Law of Monopolies - Competition Law and Practice in the USA, EEC, Germany and the*

*UK*, Graham & Trotman, 1991

注——本稿は、私の次のような一連の英米法 (Anglo-American Law System)・イギリス法研究、とくにイギリス商法・会社法・企業法・経済法研究における一九五九年 (昭和三四) 以来の三四年余の著作

池島宏幸「イギリス会社法における近代的発展の傾向とその特徴」静岡大学「法経論集」八号一九五九年 (昭三四)——コーエン・レポート論文、入江節二郎「独占資本イギリスへの道——現代への序曲」ミネルバ書房一九六二年 (昭三七) 二月、六七頁、小町谷操三「イギリス会社法概論」有斐閣同年一〇月、五頁等に特殊研究として引用さる。

「二〇世紀におけるイギリス企業法の変遷とその背景 (一)」同「法経論集」一二号一九六一年 (昭三二)——ダイシー研究

「イギリス法における取締役の地位」同「法経論集」一五号一九六三年 (昭三八)。

「イギリス会社法の取締役規定の改正」同「法経論集」一六号一九六三年 (昭三八)。

「少数株主の保護」同「法経論集」二〇号一九六五年 (昭四〇)——文部省一九六三年 (昭三八) 度科学研究費各個研究交付

「イギリス会社法序論 (I) ——外国法学についてのノート——」同「法経論集」二二号一九六六年 (昭四二)。

「イギリス会社法における投資者の保護」早稲田社会科学研究所一号一九六七年 (昭四二)。

Hiroyuki Ikesima [Legal Phenomena of Japanese Business Enterprises in 1980's——Their Legal Structures and Functions

- (Framework), [Law in East and West] Institute of Comparative Law, Waseda Univ. 1988. J.
- 「International Finance System and Large-, Medium-, Small, and Minute-Sized Financial Corporate Network in Japan」
- 早稲田社会科学研究所四〇号一九九〇年(平一)。
- 池島宏幸「イギリス会社法・企業関係法の現代的課題についての研究」早大広報号外二八〇号一九七四年(昭四九)。
- 「ケンブリッジ大学見聞記」社会科学部報九号一九七五年(昭五〇)。
- 「海外留学生者のために——ケンブリッジ大学」——「海外生活と旅行」(第六集)早大外事課(現、国際交流センター)一九七五年(昭五〇)。
- 「『動く書齋』ドーバー英仏海峡を渡る」ジュリスト六〇二号一九七五年(昭五〇)。
- 「経済と法の対応——イギリスの経済と法をめぐる状況——」早大比較法研究所「比較法学」一一巻一号一九七六年(昭五一)。
- 「国際法社会科学会カラカス会議(一九八九・七・三〜八)について」日本法社会科学会「学会報」二六号一九八九年(平元)。
- 「マルタ体制からマルタ体制へ」法と民主主義二四四号一九九〇年(平二)。
- 「日米経済摩擦は、第五の黒船？」法と民主主義二五七号二五八号一九九一年(平三)。
- さらに、在外研究(一九七三年(昭四八))、早大在外研究員——イギリス・ケンブリッジ大学ヒジッティング・プロフェッサー——イギリス中心に西ヨーロッパ)。
- 海外出張研究・学術発表報告(一九八〇年(昭五五))以降、中国・社会科学院、北京大学、吉林大学、マルタ・レベッタ、ソ連・ソビエト・モスクワ科学アカデミー、レニングラード、キエフ同アカデミー等、ブルガリア・ソフィア、ギリシャ・アテネ大、イタリア・ローマ大学、アメリカ——ニューヨーク国連等、ボストン、ワシントン、フィラデルフィア、ニュー・オリンズ、デンバー、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ベネズエラ・カラカス・国立高等科学国際研究所等々の成果を反映させて、
- 池島宏幸「イギリスの独占禁止法制」(正田・実方編「独占禁止法を学ぶ——経済憲法」有斐閣一九七六年(昭和五二)共著所掲五九頁以下、
- 同〔新版〕一九七九年(昭和五四)同著所掲六四頁以下)
- を、さらに最新のものに、改訂・補充したものである。